

## 規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十五号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務

の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六項第三号2、第五十五項第二号、第六十項2、第六十三項第八号3、第九十四項17、第三百三項9、第四百四項9、第六百六項第二号3及び第五号2、第六百七項4、第六百九項7並びに第六十三項第十一号9」を「第四十五項第三号2、第五十四項第二号、第五十九項2、第六十二項第八号3、第九十三項17、第二百二項9、第二百三項9、第二百五項第二号3及び第五号2、第六百六項4、第六百八項7並びに第二百十二項第十一号9」に改め、同条の表第三号下欄中「第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第三項」を「第十六条第二項及び第十七条第三項」に改め、同表第五号上欄中「別表第四十六項第三号2」を「別表第四十五項第三号2」に改め、同表第六号上欄中「別表第五十五項第二号」を「別表第五十四項第二号」に改め、同表第七号上欄中「別表第六十項2」を「別表第五十九項2」に改め、同表第八号上欄中「別表第六十三項第八号3」を「別表第六十二項第八号3」に改め、同表第九号上欄中「別表第九十四項17」を「別表第九十三項17」に改め、同表第十号上欄中「別表第三百三項9」を「別表第二百二項9」に改め、同表第十一号上欄中「別表第三百四項9」を「別表第三百三項9」に改め、同表第十二号上欄中「別表第六百六項第二号3」を「別表第五百五項第二号3」に改め、同表第十三号上欄中「別表第六百六項第五号2」を「別表第五百五項第五号2」に改め、同表第十四号上欄中「別表第六百七項4」を「別表第六百六項4」に改め、同表第十五号上欄中「別表第六百九項7」を「別表第六百八項7」に改め、同表第十六号上欄中「別表第六十三項第十一号9」を「別表第六十二項第十一号9」に改め、同表第十七号上欄中「別表第六十三項第十二号11」を「別表第六十二項第十二号11」に改める。

第四条中「別表第一百三項第一号6及び7、」を「別表第六十二項第一号6及び7、」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第一百三項第一号6」を「別表第六十二項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「別表第一百三項第二号6」を「別表第六十二項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「別表第一百三項第三号7」を「別

表第一百十二項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「別表第一百三項第四号7」を「別表第一百十二項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「別表第一百三項第五号6」を「別表第一百十二項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「別表第一百三項第六号6」を「別表第一百十二項第六号6」に改め、同表第七号上欄中「別表第一百三項第七号13」を「別表第一百十二項第七号13」に改め、同表第八号上欄中「別表第一百三項第十三号」を「別表第一百十二項第十三号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の表第三号の改正規定は、公布の日から施行する。